

「広報いずみおおつ」「いずみおおつ議会だより」作成等業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

広報紙は、市政情報を正確かつ分かりやすく市民へ伝達する、最も基礎的で重要な情報媒体である。特に、インターネットを利用しない、または利用が困難な市民にとって、広報紙は市からの情報を確実に受け取ることができる主要な手段であり、その公共性と信頼性は極めて高い。

本市が発行する「広報いずみおおつ」は、これまで情報量の多さを特徴としてきたが、その一方で紙面の文字量が多く、読みづらさや情報の把握しにくさに関する意見が寄せられていた。この課題を踏まえ、令和4年11月号より民間事業者へ制作を委託した結果、読みやすさやデザイン性の向上について一定の評価を得ている。

しかしながら、社会環境の変化や市民ニーズの多様化に伴い、広報紙には「必要な情報を探しやすい構成」「視認性・可読性の高いデザイン」「多様な市民に配慮した編集」が一層求められている。広報紙が市内のほぼ全世帯に配布される媒体であることを踏まえ、引き続き紙面の質を高め、市が発信すべき情報を届けることができ、市民にとってより身近で読みたくなる広報紙を目指す必要がある。

このため、本業務では、デザイン、レイアウト、編集、印刷等に関する専門的な知見を有する事業者から、より効果的な紙面づくりに向けた提案を受ける公募型プロポーザル方式を採用し、広報紙のさらなる改善と価値向上を図ることを目的とする。

2 業務の概要

(1) 業務の名称

「広報いずみおおつ」「いずみおおつ議会だより」作成等業務

(2) 契約期間

契約締結日から令和11年9月30日まで(令和8年11月号から令和11年10月号)

(3) 業務の内容

別添の「広報いずみおおつ」「いずみおおつ議会だより」作成等業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

3 予算限度額

「広報いずみおおつ」：93,852,000円（36か月総額、消費税及び地方消費税を含む）

「いずみおおつ議会だより」：7,764,900円（36か月総額、消費税及び地方消費税を含む）

総額101,616,900円（36か月総額、消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

【内訳】令和8年度 16,836,600円（消費税及び地方消費税を含む）

令和9年度 33,872,300円（消費税及び地方消費税を含む）

令和10年度 33,872,300円（消費税及び地方消費税を含む）

令和11年度 17,035,700円（消費税及び地方消費税を含む）

4 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その旨を証する書類を提出することにより、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る同法第199条第1項の更生計画認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (4) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
- (5) 法人税、所得税及び消費税（地方消費税を含む。）を滞納していないこと。また、本市の課税を滞納していないこと。
- (6) 参加表明書提出から選定結果の通知の日までの期間において、泉大津市入札参加有資格業者の指名停止等に関する要綱に規定する指名停止又は指名回避の要件に該当する事項がないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者でないこと。
- (8) 過去5年間に国（特殊法人等を含む。）又は地方公共団体と広報紙作成業務の実績があり、これを全て誠実に履行した実績を有するものであること。ただし、元請けとして契約した業務に限る。

5 プロポーザル実施スケジュール

公募開始	令和8年6月17日（水）
質疑書提出期限	6月30日（火）
質疑書回答日	7月3日（金）
参加表明書提出期限	7月7日（火）
企画提案書提出期間	7月10日（金）～7月24日（金）

辞退届提出期限	7月24日(金)
第1次審査(書面審査)	8月3日(月)
第1次審査結果通知	8月6日(木) 予定
第2次審査(プレゼンテーション)	8月20日(木) 予定
結果通知・結果公表	8月下旬 予定
契約締結	8月下旬 予定

6 参加申込み

「4 参加資格」を満たし、本業務に参加を希望する場合は、以下の必要書類をすべてそろえて提出すること。なお、参加表明書の提出がない場合は、企画提案書を受け付けないため留意すること。

(1) 提出書類

書類	紙媒体	PDF
ア 参加表明書(様式1)	1部	各1部
イ 会社概要書(様式2)	1部	
ウ 業務実績書(様式3) 「4 参加資格」の(8)に示す業務実績を記入してください。	1部	

・業務実績書に記載の契約案件に係る契約書の写しを添付すること(添付する契約書に開示することができない項目がある場合は、当該部分を黒塗りして提出すること)。

※令和7・8年度泉大津市入札参加資格を有していない場合は、以下の書類をあわせて提出すること。

書類	紙媒体	PDF
エ 決算報告書 直前1年分に係る決算報告書一式(直近の株主総会で議決を得たもの)	1部	各1部
オ 登記簿謄本	1部	
カ 納税証明書 本店に係る法人税及び消費税(国税)。本市に本店又は営業所がある場合は、本市が課税しているものすべて。 ※参加表明書提出日から遡って3カ月以内に発行されたもの。	1部	

キ 印鑑証明書 法務局が発行したもの。 ※参加表明書提出日から遡って3か月以内に 発行されたもの。	1部	
ク 使用印鑑届（様式4-1）	1部	
ケ 障害者雇用促進法に係る雇用状況調べ（様 式4-2）	1部	

- (2) 提出期限
令和8年7月7日（火）午後5時（必着）
- (3) 提出方法及び提出先
下記のア・イの両方を提出すること
- ア 紙媒体
持参又は郵送により提出
（〒595-8686 泉大津市東雲町9-12 泉大津市秘書広報課）
- イ PDF
電子メールにて提出
（秘書広報課メールアドレス kouhou@city.izumiotsu.osaka.jp）
- (4) 提出書類作成の留意事項
- ア 提出された参加表明に関する書類の修正及び変更は認めない。
- イ 提出された参加表明に関する書類は返却しない。
- (5) 参加の承認
参加承認の可否については、令和8年7月9日（木）に参加表明書に記載された担当
者のE-mailアドレスに電子メールで通知する。

7 質疑の提出及び回答

- (1) 提出書類
質疑書（様式5）
- (2) 提出方法
令和8年6月30日（火）午後5時までに事務局へ電子メールで送信すること。
※件名は「プロポーザル質疑（会社名）」とすること。
※電話や窓口訪問による口頭での質問には一切応じない。
- (3) 回答日
令和8年7月3日（金）
- (4) 回答方法
各事業者からの質問事項をすべて取りまとめ、回答日に泉大津市のホームページに
おいて掲示する。
- (5) その他
提出期限を過ぎた質問や指定した方法以外による質問には回答しないため留意する
こと。

8 企画提案

(1) 提出書類

書類	紙媒体	PDF
ア 企画提案提出書（様式6） （「広報いずみおおつ」のみ）	1部	各1部
イ 企画提案書（任意様式） （「広報いずみおおつ」のみ）	6部	
ウ 企画提案作品（任意様式） （「広報いずみおおつ」のみ）	6部	
エ 作業工程表（任意様式）	6部	
オ 見積書（任意様式）	1部	

(2) 提出書類の規格

- ア A4版用両面カラー（文字フォント12ポイント程度）20ページ以内（表紙や目次等を除く）を原則とする。
- イ 提案書の提出は、1者につき1案のみとする。
- ウ 見積書における合計金額は、履行期間の総額及び内訳金額を記載し、金額は消費税及び地方消費税を除いた価格並びに税込み価格を記載すること。
- エ 会社名、ロゴマーク等、作成者が特定される表示は一切しないこと。
- オ 「3 予算限度額」に示す金額を超える場合は失格とする。

(3) 提出方法及び提出先

「6 参加申込み」の「(3) 提出方法及び提出先」と同様とする。

(4) 提出期間

令和8年7月10日(金)午前9時～7月24日(金)午後5時（必着）

※なお、提出期限までに企画提案書の提出がない場合は、辞退したものとみなす。

(5) 提出書類作成の留意事項

- ア 提出された企画提案に関する書類の修正及び変更は認めない。
- イ 提出された企画提案に関する書類は返却しない。

9 企画提案書等の内容

(1) 企画提案書

応募に際して、広報紙等の編集及びこれらにかかる技術的支援、付帯業務についての具体的な企画提案を求める。最低限以下の項目を記載すること。

ア 編集方針

本業務を受託するにあたり、どのような広報紙を目指すのか。

イ 特徴

参加事業者の特徴や強み等。

ウ 作品の意図

提案作品の意図や特徴、コンセプト等。

エ その他

独自提案やアピールポイント等。

- (2) 受託体制の詳細
本業務を受託するにあたってのスタッフ体制の詳細。
- (3) 作業工程表
仕様書の「11 業務内容」の別表第1の添付のスケジュールを参考に、納品日までの各工程の作業日数・時間等を示した工程表。

10 企画提案作品

提案作品の作成に関しては、実際の業務を行う予定の者で、以下のとおり作成すること。なお、作品の内容や方向性等に関する職員への質問は不可とする。

- (1) 提案作品
現在発行している広報紙のデザインを踏襲し、「(2) 役割や課題」を踏まえ、「(3) デモページ作成時の元となるページ」のデモページを作成して提出すること。
なお、挿入している画像等はホームページのPDFデータから抜粋することを可とするほか、その他必要な画像等があれば、サンプルとしての写真・イラスト等を用意して作成すること。ページ数に関しては、すべて元となるページ数を超えないページ数で作成すること。
- (2) 役割や課題
 - ア 市民に対し、市の情報をわかりやすく効果的に伝える。
市民に伝えることを重視し、わかりやすい紙面としなければならない。
 - イ いかにか読み進めたいと思ってもらえるか。
文字が多い広報紙は、最後まで読んでももらえないことにより情報が届きにくくなる一方で、伝えるべき情報はきちんと紙面上に落とし込む必要があることから、レイアウトに工夫が必要。
 - ウ いかにか毎月読んでみたいと思ってもらえるか。
市民が目にした際に、来月号も読んでみたいと思ってもらえる工夫が必要。
- (3) デモページ作成時の元となるページ
 - ア 令和7年12月号 6～10ページまで（決算特集）
 - イ 令和8年5月号 18～21ページまで（子育て）

11 契約候補者の選定方法

契約候補者の選定は、泉大津市プロポーザル審査委員会設置条例に基づき設置される『「広報いずみおおつ」「いずみおおつ議会だより」作成等業務公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）』が、以下のとおり企画提案の内容を公正かつ客観的に評価を行う。なお、企画提案者が1者の場合でも審査を行い、契約候補者としての可否を決定するが、評価点の合計が満点の6割に満たない場合は、契約候補者として認めない。

- (1) 選定方法
審査委員会の委員は、企画提案書の内容について、別紙2「審査基準表」に基づき、企画提案者ごとに採点を行う。企画提案者が4者以上ある場合は、企画提案者の提案について書面審査による第1次審査を行い、審査委員の合計点数の総計の上位3者をプレゼンテーション及びヒアリングによる第2次審査の対象者として選定する。
- (2) 評価基準
別紙2 審査基準表のとおり

(3) 第1次審査

書面審査による第1次審査を実施し、プレゼンテーション審査に参加する3者を選定する。ただし、企画提案者が3者以下の場合は、第1次審査を実施しない。

ア 評価方法

(ア) 第1次審査の評価は、各委員の得点「(1) 審査委員審査項目及び(2) 事務局算定項目(満点:80点)」を合計した得点で評価を行う。なお、第1次審査を行わなかった場合は、第2次審査において、第1次審査の審査項目を併せて審査する。

(イ) 第1次審査の合計点の高い上位3者を第2次審査(プレゼンテーション審査)対象者とする。

(ウ) 予算限度金額を超える経費見積価格を提出した者は評価を行わない。

(エ) 合計点が同点の場合、審査委員審査項目の得点が高い者を上位とする。

イ 選定結果の通知

第2次審査の対象に選定された者にはその旨を、第2次審査の対象に選定されなかった者には、非選定の旨と順位を、参加申込書に記載された担当者のE-mailアドレスへ、令和8年8月6日(木)に電子メールで通知する。

(4) 第2次審査(プレゼンテーション審査)

企画提案書等の記載内容について評価するため、次のとおりプレゼンテーション審査を実施する。

ア 実施日 令和8年8月20日(木)(予定)

イ 実施場所 泉大津市役所

ウ 実施方法

(ア) 1企画提案者につき、プレゼンテーションを20分以内、質疑応答を20分程度とする。

(イ) 「8 企画提案」の「(1) 提出書類ア、イ」に沿って、編集責任者が説明すること。なお、提案説明は企画提案書をもとに実施するものとし、パソコンやプロジェクター等の使用は認めない。

(ウ) 事前に提出した企画提案書等の変更と追加資料の提示は認めない。

(エ) 会場に入室できるのは3名以内とする。

(オ) プレゼンテーション時の資料はすべて社名等を秘匿したものを使用し、提案事業者は、名札やバッジ等の自社の社名を特定できるようなものを身に着けず、自社の社名等を発言しないこと

(カ) プレゼンテーションは非公開とする。

エ 評価方法

(ア) 第2次審査は、各委員の得点「審査委員審査項目(満点:100点)」を合計した点数で評価し、総合点は第1次審査と第2次審査の結果を合わせた得点とする。

(イ) 総合点の最も高い企画提案者(最優秀企画提案者)を契約候補者とする。

ただし、総合点が満点の6割に満たない者は契約候補者として選定しない。

(ウ) 合計点が同点の場合、審査委員審査項目の得点が高い者を上位とする。

オ 結果の通知・公表

結果について、令和8年8月下旬に「選定結果通知書」を、参加申込書に記載された担当者のE-mailアドレスへ、電子メールにて送付する。また、上記の審査を経て決定した委託候補者の名称と、本プロポーザル審査の結果を泉大津市ホームページで公開する。なお、審査の内容及び結果に対する質問、異議は一切認めない。

12 企画提案者の失格

企画提案者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 「4 参加資格」の要件を満たさなくなった場合
- (2) 見積金額が予算限度額を超えた場合
- (3) 提出書類等に虚偽の記載があり、審査委員会が失格と認めた場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があり、審査委員会が失格と認めた場合
- (5) 企画提案者が、契約を履行することが困難と認められる状態に至り、審査委員会が失格と認めた場合
- (6) 企画提案にあたり著しく信義に反する行為があり、審査委員会が失格と認めた場合

13 契約について

(1) 契約方法

ア 審査委員会で選定された最も高い評価を得た提案者（最優秀提案事業者）が、本業務の契約候補者（随意契約）とする。

イ 契約の締結は、本市が設定する予算限度額の範囲内で、契約候補者と交渉を行う。

ウ 契約候補者と契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合、又は契約候補者の本提案における失格事項、若しくは、不正と認められる行為が判明した場合は、本市が設定する予定限度額の範囲内で、次の順位の者と交渉する。

(2) 契約内容の調整、仕様書の確定

契約候補者と市が業務内容等の調整を行い、仕様書を確定します。契約内容は、仕様書、質疑回答書及び企画提案書に基づき決定するものとし、提案内容は実現を約束したものとみなす。

(3) 見積書の提出

契約候補者は、確定した契約内容に基づき、契約締結に向けた見積書を提出する。

(4) 契約保証金

契約保証金額は、契約金額の100分の10以上の額（現金又は市が定めた有価証券とする）を納付する。ただし、泉大津市財務規則（昭和4450年泉大津市規則第7号）第116条各号のいずれかに該当するときは、これを免除する。

14 その他留意事項

(1) 本プロポーザルに参加する費用は、すべて企画提案者の負担とする。

(2) やむを得ない理由等により、プロポーザルを実施することができないと認めるときは、本プロポーザルを中止又は取り消す場合がある。その場合においても、プロポーザルに要した経費を泉大津市に請求できない。

(3) 提出書類の著作権は企画提案者に帰属する。なお、提出書類は企画提案審査を行う作業に必要な範囲において複製をすることがある。また、泉大津市情報公開条例（平成10年泉大津市条例第10号）に基づき、請求があった場合は、公開の対象となる。

- (4) 参加申し込み後に辞退する場合は、辞退届（様式7）を令和8年7月24日（金）までに、秘書広報課へ提出すること。辞退は自由であり、辞退しても以後における不利益はない。

15 問合せ先

〒595-8686 泉大津市東雲町9番12号

【広報いずみおおつ】泉大津市市長公室秘書広報課

【いずみおおつ議会だより】泉大津市議会事務局

TEL：0725-33-1131（代表）

E-mail kouhou@city.izumiotsu.osaka.jp

附則

この要領は、令和8年6月17日から施行し、業者選定後、契約を締結した翌日をもってその効力を失う。